

新潟市運動普及推進委員の養成事業等に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域住民を対象に健康づくり・介護予防活動を行う運動普及推進委員の養成事業等を実施するために必要な事項を定める。

(運動普及推進委員)

第2条 運動普及推進委員とは、健康づくり・介護予防のための運動習慣の普及を図るボランティア活動を継続的に実践する意欲を持つおおむね70歳以下の市民のうち、新潟市が実施する養成事業を修了した人をいう。

2 運動普及推進委員は、地域住民の健康増進のために、運動を通じて積極的な健康づくり・介護予防活動に努めなければならない。

(養成事業)

第3条 養成事業の課程は、次の科目とする。

- (1) 健康づくり・介護予防概論
- (2) 健康づくり・介護予防と運動
- (3) 健康づくり・介護予防と食生活
- (4) 運動実技
- (5) 地区組織活動等

2 講師は、医師、体育指導員、健康運動指導士、管理栄養士、保健師等健康づくり・介護予防のための専門知識を有するものとする。

(修了証書の交付)

第4条 市長は、養成事業の課程の8割以上を修了した者に対し、修了証書(別記様式第1号)を交付する。

(育成事業)

第5条 市長は、運動普及推進委員の資質及び指導技術の向上を図るため、研修等の育成事業を行うものとする。

附則

この要領は、平成15年1月31日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

第 号

修了証書

氏名

あなたは 年度新潟市運動普及推進委員の養成課程を修了したことを証します

年 月 日

新潟市長